



# 山形県公報

平成20年2月29日(金)

号 外(2)

## 目 次

### 条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例.....(人 事 課)... 2  
 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例の  
 一部を改正する条例.....( 同 )... 3

### 本号で公布された条例のあらまし

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例 (県条例第1号) (人事課)

- 1 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対する退職手当は、支給しないこととした。(改正後の第8条の2第5項関係)
- 2 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該法人の職員となり、かつ、引き続き当該法人の職員として在職した後引き続いて職員となった場合における職員としての在職期間の通算に關し所要の措置を講ずることとした。(改正後の第8条の2第6項関係)
- 3 職員が、任命権者等の要請に応じ、引き続いて県と密接な関連を有する地方独立行政法人の役員となるため退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職した後引き続いて再び職員となった場合における職員としての在職期間の通算に關し所要の措置を講ずることとした。(第8条の3第1項関係)
- 4 職員が、3に該当する退職をし、かつ、引き続いて3の地方独立行政法人の役員となった場合には、その者に対する退職手当は、支給しないこととした。(第8条の3第4項関係)
- 5 平成20年3月31日に現に在職する職員及び同年4月1日から平成21年3月31日までの間に新たに職員となった者が、引き続いて職員として在職した後平成23年3月31日に退職をし、かつ、引き続いて地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の職員となった場合には、その者に対する退職手当は、支給しないこととした。(附則第42項関係)
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、5の改正は、平成20年4月1日から施行することとした。

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (県条例第2号) (人事課)

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

---

## 条 例

---

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県条例第 1 号

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 2 項中「第 8 条の 2 第 4 項」を「第 8 条の 2 第 4 項、第 8 条の 3 第 4 項」に、「若しくは」を「、」に、「として退職した」を「若しくは第 8 条の 3 第 1 項に規定する地方独立行政法人役員として退職した」に、「又は同項第 4 号」を「、同項第 4 号」に、「となつたとき」を「又は第 8 条の 3 第 1 項に規定する地方独立行政法人役員となつたとき」に改め、同項中第19号を第21号とし、第18号の次に次の 2 号を加える。

(19) 第 8 条の 3 第 1 項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

(20) 第 8 条の 3 第 2 項に規定する場合における地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

第 7 条の 4 第 2 項中「第19号」を「第21号」に改める。

第 8 条の 2 中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項の次に次の 2 項を加える。

5 地方独立行政法人法第59条第 2 項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第 2 項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（地方独立行政法人役員から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例）

第 8 条の 3 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人でその業務が県の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「地方独立行政法人」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「地方独立行政法人役員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き地方独立行政法人役員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の第 8 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 地方独立行政法人役員が、地方独立行政法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の第 8 条第 1 項に規定する職員としての

引き続きいた在職期間には、その者の地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

- 3 前2項の場合における地方独立行政法人役員としての在職期間の計算については、第8条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用するほか、規則で定める。
  - 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き地方独立行政法人役員となつた場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き地方独立行政法人役員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。附則に次の1項を加える。
- 42 平成20年3月31日に現に在職する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。以下この項において同じ。）及び同年4月1日から平成21年3月31日までの間に新たに職員となつた者が、引き続き職員として在職した後平成23年3月31日に退職（地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職を除く。）をし、かつ、引き続き地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「機構」という。）の職員（以下「機構職員」という。）となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、機構の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、機構職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。ただし、その者が、平成23年3月31日において、山形県職員等の給与に関する条例第4条第1項第6号イに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は同条例第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員であるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成20年4月1日から施行する。  
（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年3月県条例第9号）の一部を次のように改正する。  
附則第3項中「第19号」を「第21号」に改める。

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第2号

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成19年7月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成22年4月1日」を「日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成20年 2月29日印刷  
平成20年 2月29日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056